

2013年9月1日より、下記の統計品目番号のNACCS番号を変更する。

頁	統計品目番号	NACCS 用	
		新	旧
735	7222.11-000	<u>†</u>	<u>0</u>
	7222.20-000	<u>†</u>	<u>5</u>
	7222.30-000	<u>†</u>	<u>2</u>
742	7304.59-020	<u>†</u>	<u>4</u>
833	8482.10-000	<u>†</u>	<u>1</u>
	8482.40-000	<u>†</u>	<u>6</u>
	8482.50-000	<u>†</u>	<u>3</u>
	8482.80-000	<u>†</u>	<u>1</u>
	8482.91-000	<u>†</u>	<u>4</u>
	8482.99-000	<u>†</u>	<u>3</u>
834	8483.30-010	<u>†</u>	<u>3</u>
	8483.30-090	<u>†</u>	<u>6</u>

2013年9月1日より、脚注に次の記載を追加する。

頁	脚注（表外注の記載）	
735	新	<u>(注) 7222.11 報復関税（附表参照）</u> <u>7222.20 報復関税（附表参照）</u> <u>7222.30 報復関税（附表参照）</u> <u>(note) 7222.11 Retaliatory Duty (see the annex)</u> <u>7222.20 Retaliatory Duty (see the annex)</u> <u>7222.30 Retaliatory Duty (see the annex)</u>
	旧	<u>（新規）</u>
742	新	<u>(注) 7304.59-2 報復関税（附表参照）</u> <u>(note) 7304.59-2 Retaliatory Duty (see the annex)</u>
	旧	<u>（新規）</u>
833	新	<u>(注) 8482.10 報復関税（附表参照）</u> 8482.20 報復関税（附表参照） <u>8482.40 報復関税（附表参照）</u> <u>8482.50 報復関税（附表参照）</u> <u>8482.80 報復関税（附表参照）</u> <u>8482.91 報復関税（附表参照）</u> <u>8482.99 報復関税（附表参照）</u> <u>(note) 8482.10 Retaliatory Duty (see the annex)</u> 8482.20 Retaliatory Duty (see the annex) <u>8482.40 Retaliatory Duty (see the annex)</u> <u>8482.50 Retaliatory Duty (see the annex)</u> <u>8482.80 Retaliatory Duty (see the annex)</u> <u>8482.91 Retaliatory Duty (see the annex)</u> <u>8482.99 Retaliatory Duty (see the annex)</u>
	旧	<u>(注) (新規)</u> 8482.20 報復関税（附表参照） <u>（新規）</u> <u>(note) (新規)</u> 8482.20 Retaliatory Duty (see the annex) <u>（新規）</u>
834	新	<u>(注) 8483.30 報復関税（附表参照）</u> <u>(note) 8483.30 Retaliatory Duty (see the annex)</u>
	旧	<u>（新規）</u>

2013年9月1日より、附表の「現在発動中の特殊関税」の一部を変更する。

頁				
(附表) 7	新	<p><u>1. 報復関税 (関税定率法第6条)</u> <u>アメリカ合衆国原産玉軸受等</u></p>		
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="392 421 552 577">対象品目</td> <td data-bbox="552 421 1366 577"> <u>関税率表第7222.11号、第7222.20号、第7222.30号、第7304.59号の2、第8482.10号、第8482.20号、第8482.40号、第8482.50号、第8482.80号、第8482.91号、第8482.99号及び第8483.30号</u> </td> </tr> </table>	対象品目	<u>関税率表第7222.11号、第7222.20号、第7222.30号、第7304.59号の2、第8482.10号、第8482.20号、第8482.40号、第8482.50号、第8482.80号、第8482.91号、第8482.99号及び第8483.30号</u>
対象品目	<u>関税率表第7222.11号、第7222.20号、第7222.30号、第7304.59号の2、第8482.10号、第8482.20号、第8482.40号、第8482.50号、第8482.80号、第8482.91号、第8482.99号及び第8483.30号</u>			
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="392 577 552 656">税率</td> <td data-bbox="552 577 1366 656"> <u>・アメリカ合衆国（プエルトリコを含む。）を原産地とするもの 17.4%</u> </td> </tr> </table>	税率	<u>・アメリカ合衆国（プエルトリコを含む。）を原産地とするもの 17.4%</u>
税率	<u>・アメリカ合衆国（プエルトリコを含む。）を原産地とするもの 17.4%</u>			
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="392 656 552 734">課税期間</td> <td data-bbox="552 656 1366 734"> <u>平成17年9月1日～平成26年8月31日（期間内に対象品目及び税率に変更有）</u> </td> </tr> </table>	課税期間	<u>平成17年9月1日～平成26年8月31日（期間内に対象品目及び税率に変更有）</u>
課税期間	<u>平成17年9月1日～平成26年8月31日（期間内に対象品目及び税率に変更有）</u>			
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="392 734 552 779">根拠法令</td> <td data-bbox="552 734 1366 779"> <u>玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令</u> </td> </tr> </table>	根拠法令	<u>玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令</u>
根拠法令	<u>玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令</u>			
		<p><u>2. 不当廉売関税 (関税定率法第8条)</u> <u>スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガ</u></p>		
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="392 824 552 891">対象品目</td> <td data-bbox="552 824 1366 891"> <u>関税率表第2820.10号に掲げる二酸化マンガ（電気分解の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。）</u> </td> </tr> </table>	対象品目	<u>関税率表第2820.10号に掲げる二酸化マンガ（電気分解の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。）</u>
対象品目	<u>関税率表第2820.10号に掲げる二酸化マンガ（電気分解の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。）</u>			
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="392 891 552 1440">税率</td> <td data-bbox="552 891 1366 1440"> <u>・スペインを原産とするもの 14.0%</u> <u>・中華人民共和国を原産とするもの 46.5%（貴州紅星發展大龍錳業有限責任公司（GUIZHOU REDSTAR DEVELOPING DALONG MANGANESE INDUSTRY CO.,LTD.）により生産されたものにあつては、 34.3%）</u> <u>・南アフリカ共和国を原産とするもの 14.5%</u> </td> </tr> </table>	税率	<u>・スペインを原産とするもの 14.0%</u> <u>・中華人民共和国を原産とするもの 46.5%（貴州紅星發展大龍錳業有限責任公司（GUIZHOU REDSTAR DEVELOPING DALONG MANGANESE INDUSTRY CO.,LTD.）により生産されたものにあつては、 34.3%）</u> <u>・南アフリカ共和国を原産とするもの 14.5%</u>
税率	<u>・スペインを原産とするもの 14.0%</u> <u>・中華人民共和国を原産とするもの 46.5%（貴州紅星發展大龍錳業有限責任公司（GUIZHOU REDSTAR DEVELOPING DALONG MANGANESE INDUSTRY CO.,LTD.）により生産されたものにあつては、 34.3%）</u> <u>・南アフリカ共和国を原産とするもの 14.5%</u>			
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="392 1440 552 1563">課税期間</td> <td data-bbox="552 1440 1366 1563"> <u>平成20年9月1日～平成25年8月31日 ただし、課税期間の延長に関する調査が終了する日までの間、引き続き課税されます。</u> </td> </tr> </table>	課税期間	<u>平成20年9月1日～平成25年8月31日 ただし、課税期間の延長に関する調査が終了する日までの間、引き続き課税されます。</u>
課税期間	<u>平成20年9月1日～平成25年8月31日 ただし、課税期間の延長に関する調査が終了する日までの間、引き続き課税されます。</u>			
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="392 1563 552 1632">根拠法令</td> <td data-bbox="552 1563 1366 1632"> <u>電解二酸化マンガに対して課する不当廉売関税に関する政令 関税定率法第8条第29項</u> </td> </tr> </table>	根拠法令	<u>電解二酸化マンガに対して課する不当廉売関税に関する政令 関税定率法第8条第29項</u>
根拠法令	<u>電解二酸化マンガに対して課する不当廉売関税に関する政令 関税定率法第8条第29項</u>			

頁																	
(附表)	旧																
7	<p><u>1. 報復関税（関税定率法第6条）</u> <u>アメリカ合衆国原産円すいころ軸受</u></p> <table border="1"> <tr> <td>対象品目</td> <td>関税率表第 8482.20 号</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>・アメリカ合衆国（プエルトリコを含む。）を原産地とするもの <u>4.0%</u></td> </tr> <tr> <td>課税期間</td> <td>平成 17 年 9 月 1 日～平成 <u>25 年 8 月 31 日</u>（期間内に対象品目及び税率に変更有）</td> </tr> <tr> <td>根拠法令</td> <td><u>円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令</u></td> </tr> </table> <p><u>2. 不当廉売関税（関税定率法第8条）</u> <u>オーストラリア、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガン</u></p> <table border="1"> <tr> <td>対象品目</td> <td><u>関税率表第 2820.10 号に掲げる二酸化マンガン（電気分解の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。）</u></td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>オーストラリアを原産とするもの</u> <u>29.3%</u> ・<u>スペインを原産とするもの</u> <u>14.0%</u> ・<u>中華人民共和国を原産とするもの</u> <u>46.5%（貴州紅星發展大龍錳業有限責任公司（GUIZHOU REDSTAR DEVELOPING DALONG MANGANESE INDUSTRY CO.,LTD.）により生産されたものにあつては、</u> <u>34.3%）</u> ・<u>南アフリカ共和国を原産とするもの</u> <u>14.5%</u> </td> </tr> <tr> <td>課税期間</td> <td><u>平成 20 年 9 月 1 日～平成 25 年 8 月 31 日</u></td> </tr> <tr> <td>根拠政令</td> <td><u>電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令</u></td> </tr> </table>	対象品目	関税率表第 8482.20 号	税率	・アメリカ合衆国（プエルトリコを含む。）を原産地とするもの <u>4.0%</u>	課税期間	平成 17 年 9 月 1 日～平成 <u>25 年 8 月 31 日</u> （期間内に対象品目及び税率に変更有）	根拠法令	<u>円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令</u>	対象品目	<u>関税率表第 2820.10 号に掲げる二酸化マンガン（電気分解の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。）</u>	税率	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>オーストラリアを原産とするもの</u> <u>29.3%</u> ・<u>スペインを原産とするもの</u> <u>14.0%</u> ・<u>中華人民共和国を原産とするもの</u> <u>46.5%（貴州紅星發展大龍錳業有限責任公司（GUIZHOU REDSTAR DEVELOPING DALONG MANGANESE INDUSTRY CO.,LTD.）により生産されたものにあつては、</u> <u>34.3%）</u> ・<u>南アフリカ共和国を原産とするもの</u> <u>14.5%</u> 	課税期間	<u>平成 20 年 9 月 1 日～平成 25 年 8 月 31 日</u>	根拠政令	<u>電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令</u>
対象品目	関税率表第 8482.20 号																
税率	・アメリカ合衆国（プエルトリコを含む。）を原産地とするもの <u>4.0%</u>																
課税期間	平成 17 年 9 月 1 日～平成 <u>25 年 8 月 31 日</u> （期間内に対象品目及び税率に変更有）																
根拠法令	<u>円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令</u>																
対象品目	<u>関税率表第 2820.10 号に掲げる二酸化マンガン（電気分解の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。）</u>																
税率	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>オーストラリアを原産とするもの</u> <u>29.3%</u> ・<u>スペインを原産とするもの</u> <u>14.0%</u> ・<u>中華人民共和国を原産とするもの</u> <u>46.5%（貴州紅星發展大龍錳業有限責任公司（GUIZHOU REDSTAR DEVELOPING DALONG MANGANESE INDUSTRY CO.,LTD.）により生産されたものにあつては、</u> <u>34.3%）</u> ・<u>南アフリカ共和国を原産とするもの</u> <u>14.5%</u> 																
課税期間	<u>平成 20 年 9 月 1 日～平成 25 年 8 月 31 日</u>																
根拠政令	<u>電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令</u>																